

退職・転出される方へ!

組合員証等の返還について

- 退職・転出により当共済組合の組合員資格が無くなる方は、組合員証、被扶養者証(交付を受けている方)、限度額認定証(交付を受けている方)、高齢受給者証(70歳から74歳)を元の所属へ早急に返還ください。
- 資格喪失後、当共済組合の組合員証で医療機関にかかった場合は、その医療費のうち共済組合が負担した7割と給付金全額を返還していただきます。

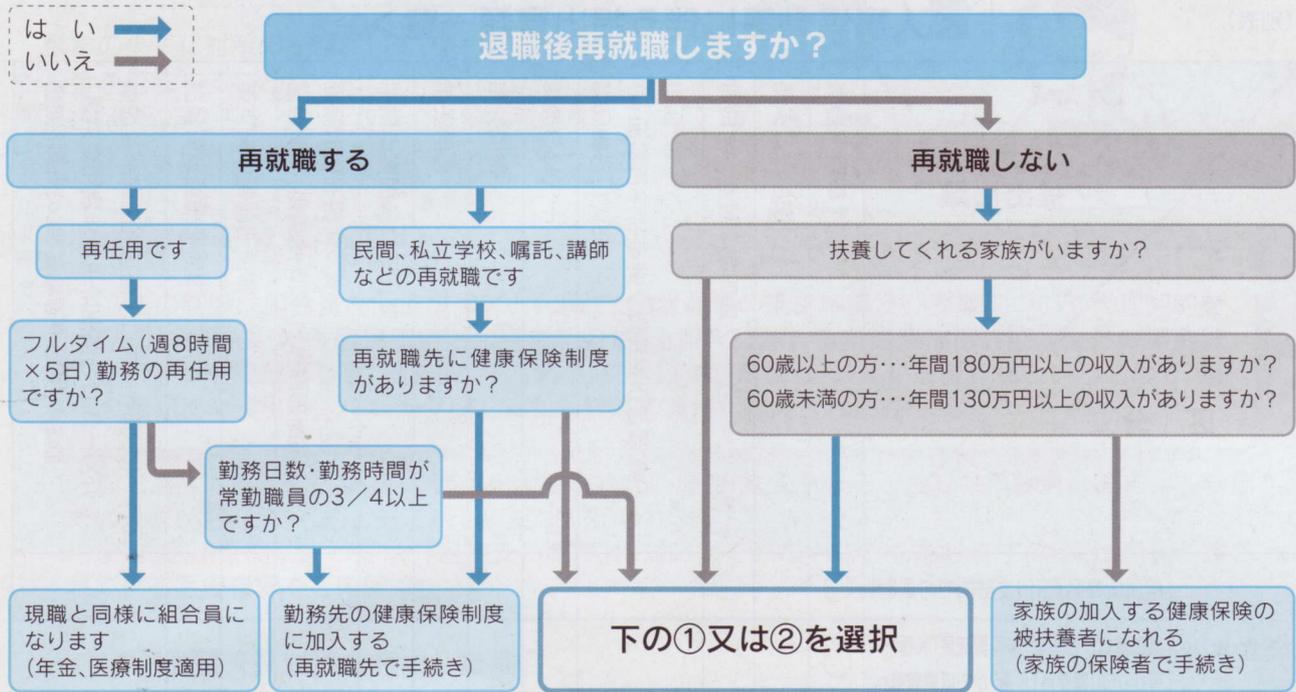
退職・転出される方の貸付償還について

退職、転出時に貸付未償還金がある場合は下記の手続きを行うこととなります。

区 分	償 還 方 法
3月末で退職される場合	退職時に未償還金がある方は、原則として退職手当から控除いたします。(退職者本人が手続きをする必要はありません) 退職手当から控除しきれない場合は、4月上旬に不足分の振込用紙を自宅宛送付いたします。指定の金融機関に期日までに振り込んでください。
転出される場合 他府県の 公立学校共済組合へ 石川県の 地方職員共済組合 市町村職員共済組合 警察共済組合 へ転出 上記以外の共済組合 へ転出	転出先の支部で引き続き償還できます。(組合員の手続きは不要)
	次の償還方法がありますので、選択をしてください。 (3月下旬に本人宛償還方法申出書を送付します。) (1)自己資金で償還する。 (4月に払込通知書を送付します。) (2)転出先の共済組合で借り換えて償還する。 (4月に残高証明書及び払込通知書を送付します。) (3)徴収嘱託の方法で償還する。 (転出先の共済組合で給与引き去りし、公立学校共済組合に償還します。)
	未償還金を一括償還していただきます。 (1)自己資金で償還する。 (4月に払込通知書を送付します。) (2)転出先の共済組合で借り換えて償還する。 (4月に残高証明書及び払込通知書を送付します。)

退職後の医療保険について

公立学校共済組合の組合員であった方が退職すると、その翌日から組合員の資格を喪失します。したがって、下記のいずれかの医療保険に加入しなければなりません。
(現職時の組合員証等は使用できませんので速やかに返納してください。)



1 共済組合の任意継続組合員になる

(退職日から20日以内に共済組合へ手続き。1日でも遅れると任意継続組合員には加入できませんのでご注意ください!)

- * 加入期間は最長2年間
- * 在職と同様の医療制度適用(休業手当金を除く)
- * 被扶養者は現職時と同様(認定要件有り)
- * 年間掛金38万円程度
- * 途中脱退可能
- * 年金制度の適用なし

【参考】

- 短期掛金率: 74/1000 (平成22年度)
- 介護掛金率: 9.72/1000 (平成22年度)
- 平均給料月額: 378,000 (平成22年度)

H20年度末退職者の任意継続組合員加入率は約60%でした。

2 市町の国民健康保険に加入

(退職日から14日以内に居住地の役所へ手続き)

- * 国民健康保険料は、所帯単位での算定であり、また前年度の所得により算出されます。定年退職者1年目の場合は、ほとんどの方が最高限度額となります。

【参考】

平成21年度の金沢市の例
最高限度額 年額69万円
(医療47万円 介護10万円 支援分12万円)

* 上の①②を見ると保険料一人分の掛金は任意継続組合員の掛金の方が安くなりますが、同一世帯で配偶者がすでに国保に加入していた場合等で、保険料の計算を世帯合算で行った場合、掛金が安くなる場合がありますので、市町の担当窓口で算定してもらって判断するのがよいと思われます。

任意継続組合員に加入を希望される方は...

- ①「任意継続組合員申出書」の提出【提出期限:平成22年4月6日】
- ②任意継続掛金の納付(申出書提出後に送付)【納付期限:平成22年4月9日】

* 申出書提出後、再就職が決まったときや他の健康保険に加入する場合は必ず共済組合までご連絡ください。